

第4節 シンガポール共和国（Republic of Singapore）

社会保障施策

少子高齢化が進み、高齢者が退職してからの保証が必要になるという新たなフェーズに対応するため、2014年度にメディセーブ（MediSave）を補完する公的医療保険制度（MediShield）を、全国民を対象に一生涯保障とする医療保険（MediShield Life）に変更する。政府は、「建国時代を支えた世代に敬意を払ったパッケージ（Pioneer Generation Package）」の創設等により、制度変更時の保険料上昇に対する補助金を支出する。

1 社会保障制度の概要……………

国による貯蓄スキームを提供することを目的とした Central Provident Fund（中央積立基金）（以下、CPF という。）を骨格にして運営されている。CPF 制度によって加入者個人に積み立てられた口座は年金給付、医療費、住宅購入費、教育費等の目的で支出される。この他に、低所得者や高齢者、障害者等のために公的扶助制度や社会福祉制度があるが、これらの制度は自己責

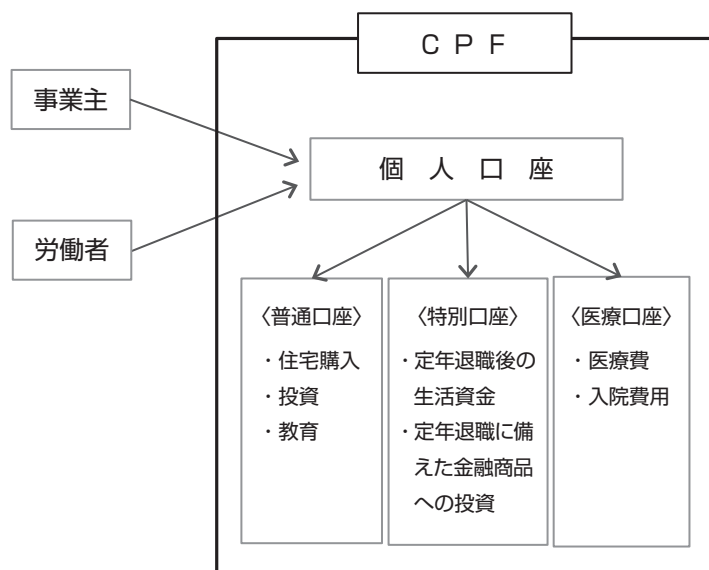
任や家族・地域による相互扶助によっても支えることができない場合のセーフティネットとして位置づけられている。

2 社会保険制度等

(1) CPF 制度の概要

CPF は賦課方式ではなく、給与額の一定割合を使用者及び労働者が労働者個人の口座に積み立て、その積立金が労働者の老後の生活資金のための口座（特別口座：Special Account（退職口座：Retirement Account）、医療費の支払いのための口座（医療口座：Medisave Account）、住宅購入等のための口座（普通口座：Ordinary Account）に分けられ、管理される仕組みとなっている（図参照）。本制度は、① 自身の CPF 口座は自身の給与で必要な支出を行う（自己責任）、② 残高が不足している家族の CPF 口座へ子や親族が代わりに入金するトップ・アップ制度（相互扶助）を原則としている。

図 5-4-15 中央積立基金制度



(2) CPF 拠出率

(1) で述べたように、CPF には労使双方により年齢等に応じて、給与の一定割合が積み立てられ、普通口座、

特別口座、医療口座に配分されるが、その拠出率は以下の表のとおり。

中国

韓国

インドネシア

マレーシア

フィリピン

シンガポール
(社会保障施策)

タイ

ベトナム

表 5-4-16 C P F 労使拠出率 (2014年1月時点、民間労働者の場合)

(単位：%)

	拠出率 (月額賃金 750 S ドル以上の場合)			配分率		
	使用者拠出率	労働者拠出率	総拠出率	普通口座	特別口座	医療口座
35歳以下	16	20	36	23	6	7
35歳超 45歳以下	16	20	36	21	7	8
45歳超 50歳以下	16	20	36	19	8	9
50歳超 55歳以下	14	18.5	32.5	13.5	9.5	9.5
55歳超 60歳以下	10.5	13	23.5	12	2	9.5
60歳超 65歳以下	7	7.5	14.5	3.5	1.5	9.5
65歳超	6.5	5	11.5	1	1	9.5

資料出所：中央積立基金庁HP

注1：シンガポール国籍を持つ場合

注2：賃金が5,000 S ドル以下の場合

注3：月給750 S ドル未満の場合については別途料率が定められている。

(3) 年金制度

CPFの年金制度には、現在、① Minimum Sum Scheme と2009年に創設した② CPF LIFE の2つのスキームが存在し、2012年まではどちらを選択するかは加入者の任意となっていたが、2013年以降、条件を満

たす者については、CPF LIFE に一本化している。

① Minimum Sum Scheme の年金支給期間が20年間であるのに対し、② CPF LIFE は生涯にわたって支給される。

表 5-4-17 年金制度

名称	CPF LIFE 及び Minimum Sum Scheme	
根拠法	Central Provident Fund Act (CHAPTER 36)	
制度体系	<p>① Minimum Sum Scheme 加入者は、55歳に達したときから、定められた最低額 (2012年7月より13万9千S\$) を残しておくことを条件に普通口座及び特別口座より、引き出すことができる。上記の最低額を含む退職口座の残高を切り崩しながら、20年間にわたって老齢年金が支給される。</p> <p>② CPF LIFE 2013年以降、満55歳に達した時点で CPF の残高が4万S\$以上の者、同条件を満たさない場合でも満65歳に達した時点で CPF の残高が6万S\$以上の場合は、CPF LIFE に自動的に加入することになる。 退職時点での残高・受給開始年齢、法定相続人の有無に応じた老齢年金が生涯支給される。また、受給者は毎月の受給額及び相続人への遺産の割合を4つのカテゴリーから選択できる。</p>	
運営主体	中央積立基金庁：Central Provident Fund Board (人材開発省の下に設置された法定機関)	
被保険者資格	シンガポールで雇用される国民及び永住者並びに一定収入以上の自営業者及び外国籍のシンガポール人船員 (CPF の加入義務者)	
年金受給要件	支給開始年齢	62歳から段階的に引き上げ、2018年には65歳になる。
	最低加入期間	最低加入期間の定めはない。(金額のみ)
	その他	—
給付水準	<p>① (Minimum Sum Scheme) 口座残高が最低額で2010年より受給開始の場合、月額910S\$である。</p> <p>② (CPF LIFE) 口座残高が67,000S\$で受給開始年齢65歳、法定相続人ありの場合、月額570～620S\$である。</p>	
繰上 (早期) 支給制度	① Minimum Sum Scheme 及び② CPF LIFE 共に最低残高を上回る部分については、55歳以上で引き出し可。	
年金受給中の就労	可	
財源	保険料	給与額の一定割合が使用者及び労働者によって個人口座に積み立てられる (2. (2) 参照)。
	国庫負担	なし (CPF の管理コストを除く)。
その他の給付 (障害、遺族等)	障害年金	加入者が死亡した場合や60歳になる前に永久的障害状態になった場合に、その扶養家族に対して経済的保障を提供するための定期保険制度である扶養家族保護制度 (Dependents' Protection Scheme) が CPF 制度にある。保険料は年齢に応じて年間で36S\$から260S\$である。
	遺族年金	
実績	受給者数	CPF LIFE の加入者：7.8万人 (2012年12月時点) CPF LIFE の受給資格者：2.8万人以上 (2012年12月時点)
	支給総額	創設時点 (2009年9月) から CPF LIFE の加入者への支払われた総額は、2.3億S\$である。
	基金運用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・最低利率：2.5% ・医療及び特別 (退職) 口座：4.0% ・全口座の資金の合計60,000ドルまでに対しては1%の上乗せ

(4) 医療保険制度

入院や手術等に係る医療費は、CPF の医療口座（メディセーブ）から支払われる。ただし、風邪などの一般外来診療や外来処方については、メディセーブから支払うことは原則として認められておらず自己負担する。メディセーブではカバーできない高額又は長期にわたる

医療費は、政府提供の医療保険であるメディシールド（MediShield）でカバーされる。さらに、メディセーブやメディシールド等によっても支払うことのできない低所得者のためのセーフティネットとして、メディファンド（Medifund）による医療費支援制度がある。

表 5-4-18 医療制度

名称	Medisave（メディセーブ）：医療口座	MediShield（メディシールド）	Medifund（メディファンド）
概要	CPF の医療口座に積み立てられた資金は、入院費用、日帰りの外科手術、人工透析等の特定の医療費に使うことができるほか、メディシールドや政府が認可した民間の医療保険の掛金として使用することができる。	メディセーブではカバーできない高額又は長期にわたる医療費支出を支援する医療保険制度で、メディセーブ加入者全員が原則として加入。政府が提供する保険制度は公的病院の医療サービスに対する保険であり、より上位のサービスを希望する加入者は民間企業が提供する医療保険を選択することが可能。	メディセーブ、メディシールド等によっても医療費等が支払えない低所得者に対するセーフティネットとして、政府により設立された基金。一定の条件の下で申請により基金から医療費等の給付を受けることができる。この他に高齢者（65歳以上）向けのセーフティネットとして Medifund Silver が設立された。
根拠法	Central Provident Fund Act (CHAPTER 36)	Central Provident Fund Act (CHAPTER 36)	Medical and Elderly Care Endowment Schemes Act (CHAPTER 173A)
運営主体	中央積立基金庁	中央積立基金庁	Medifund Committee（メディファンド委員会）
被保険者資格	シンガポールで雇用される国民及び永住者並びに一定収入以上の自営業者及び外国籍のシンガポール人船員（CPF の加入義務者）	メディセーブ加入者は原則として全員加入。	シンガポール国民
給付対象	本人及び家族（配偶者、子供、両親、祖父母）	本人	本人
給付の種類	入院費並びに慢性疾患、高額検査及び高額治療（人工透析、放射線治療、化学療法等）に係る医療費については、Medisave から支払うことが可能。 また、メディシールドや政府が認可した民間の医療保険の掛金として使用できる。	入院費並びに慢性疾患、高額検査及び高額治療（人工透析、放射線治療、化学療法等）に係る医療費。	入院費、外来診療費、介護費用
本人負担割合等	日本のような自己負担割合等はない。	<ul style="list-style-type: none"> 入院日数や手術に応じて保険請求額に上限がある。 保険免責額（Deductible）（Cクラス：1500S\$、B2クラス以上：2000S\$）以外に以下の自己負担割合がある。 ～3000S\$ … 20% 3001～5000S\$ … 15% 5001S\$～ … 10% 	自己負担なし
財源	保険料	年齢によって、年間の保険料が定まり、1～20歳で50S\$、86～90歳で1,190S\$である。 本人及び家族のメディシールドの保険料は CPF 加入者の医療口座（メディセーブ）から支払うことが可能。	なし
	政府負担	なし（CPF の管理コスト等の負担を除く。）	全額国庫負担
実績	加入者数	342万人（CPF 加入者数）（2012年）	申請件数 587,481件（2012年度）
	支払総額	7.7億S\$（2012年）	1.02億S\$（2012年度）

中国

韓国

インドネシア

マレーシア

フィリピン

シンガポール
（社会保障施策）

タイ

ベトナム

(5) 介護保険制度

高齢期の障害に備えて、2002年にエルダーシールド (ElderShield) と呼ばれる介護保険制度が創設された。40歳以上の CPF 加入者は自発的に辞退しない限り、エルダーシールドに自動的に加入し、65歳になるまで保険料を個人の医療口座 (メディセーブ) から支払う。

被保険者は障害¹⁾の認定を受けると、最長72か月間にわたって毎月400 S ドル²⁾の給付を受けることができる。

3 公衆衛生施策

15の公立病院と10の民間病院と合わせて25の病院があり、約11,000床のベッドを備えている。公立病院については、シンガポールを西側と東側を分け、西側は National Health Hospital (NHG) が、東側は Singapore Health (Singhealth) が運営している (地域として明確に東西に分かれているわけではない) (2012年時点)。救急対応は、地域により決められた公立病院に救急搬送されるシステムになっている。一般外来診療については、公立病院、系列の診療所とともに、処方箋も含め、1回の受診で概ね20～30 S ドル位に収まるようになっており、一般的な人でも受診が可能設定としている。また、65歳以上、児童等に対する治療費については減額される。

公立病院のうち、6病院が急性期病院 (acute general hospitals) であり、他にも女性こども病院 (KK Women's and Children's Hospital) や精神病院 (psychiatry hospital) がある。また、がん、心臓、眼、皮膚、神経科学、歯科医療の6つの国立専門センターがある。

国民及び永住権取得者 (PR)³⁾ が公立病院で入院した場合は、病室のランク⁴⁾によって国が一定の医療費を助成するシステムがある。助成対象の病室のうち19%が B1クラス (国民は20%助成、PRは10%助成) であり、

残りの81%が B2クラス (国民は65%助成、PRは55%助成) 及び C クラス (国民は80%助成、PRは70%助成) である。A クラスの病室には、国の助成はない。

急性期病院の平均入院期間は、5.8日であり、稼働率は約85%である (2012年)。

なお、公立病院等については、1990年代に経営の自主性や柔軟性を高めるために、政府所有の病院を独立行政法人化し、国立専門センターを公益法人として再構築した。

4 公的扶助制度

高齢や病気、障害を理由として働けず、収入が無い又は低収入で、扶養者もない者に対しては、政府が予算措置する生活保護制度 (Public Assistance Scheme) がある。対象者は、シンガポール国民又は永住権取得者 (PR) となっており、毎月の給付額は単身者については450 S ドル、4人家族で1,180 S ドルとなっている (2013年1月に単身者については400 S ドル、4人家族については1,050 S ドルから増額された)。2012年末時点で3,047世帯が受給している。

医療費については、メディファンド等のセーフティネットを設け、社会的弱者対策を行っている (2. (4) 医療保険制度 参照)。

5 社会福祉施策

(1) 高齢者福祉施策

子どもによる高齢者の介護を推奨するため、多世代の家族が同居する場合、税金を控除する制度がある。また、60歳以上の自活できない両親の扶養について、その子供に対して両親の月々の生活費の拠出等を義務づける法律 (Maintenance of Parents Act) を1995年に制定している。

高齢者の介護保険 (エルダーシールド) (2. (5) 介護保険制度 参照)、65歳以上の医療費の減額制度がある

■ 1) 入浴、更衣、食事、排泄、移動、寝起きの6つの日常生活活動 (Activities of Daily Living : ADL) のうち、3つ以上の行動ができない場合に障害と認定される。
 ■ 2) 制度設立当初は毎月300 S ドルを最長60か月間にわたって給付するプランであったが、制度改正により2007年以降の加入者は上記のプランに入ることとされた。
 ■ 3) Permanent Resident の略。永住権を取得した外国人を指す。
 ■ 4) 病室のランクは病床数やエアコンの有無等によって、A、B1、B2、Cのクラスに分かれている。最上位のクラスAは1人部屋で、クラスB1は4人部屋、クラスB2は6人部屋、クラスCは6人以上の部屋である。エアコンはクラスA、B1のみに付いている。

中国

韓国

インドネシア

マレーシア

フィリピン

シンガポール (社会保障施策)

タイ

ベトナム

ほか、高齢期の介護費用等を自身で支払えない者（介護保険（エルダーシールド）の適用外の者）を対象に当座の資金を援助する Interim Disability Assistance Program for the Elderly というスキームがある。同スキームでは、政府の予算措置のもと毎月100～150 Sドル（最長72月）を70歳以上のシンガポール国民及び40～69歳の障害を持つシンガポール国民を対象に支給している。

(2) 障害者福祉施策

社会・家庭振興省は、関係機関等とともに、障害者が働けるための教育及び職業訓練、障害者を雇用した場合の雇用主に対する補助金の支給、障害者を抱える低収入世帯に対する補聴器や点字コンピューターの支給や障害者のための家の改修費や車椅子の購入に係る費用の助成等を行っている。

(3) 児童福祉施策

16歳以下の子どもの保護等を目的とした The Children & Young Persons Act が2011年に制定され、本法律に基づき、家庭内で虐待等を受けた子ども達を収容するための施設である Children and Young Persons Homes が設立された。

6 最近の動き・今後の課題等……………

2013年8月に、保健省は医療費負担の軽減策を公表した。

(1) 安価な外来診療の提供（2014年1月より）

- ・ CHAS（Community Health Assist Scheme⁵⁾の適用年齢の下限（40歳）の廃止。
- ・ 外来診療でメディセーブや CHAS が利用可能な慢性疾患の追加（10疾患→15疾患）。
- ・ 医療検査の一部に対する CHAS を通じた医療費補助。
- ・ 公立病院の専門外来診療に対する中・低所得者層への補助金の増額。

(2) MediShield Life 導入の検討

現在のメディシールド制度は、90歳までしか保険適用されないが、全ての国民が生涯にわたってカバーされるように新制度（MediShield Life）の導入を検討している。また、保険請求の上限額の引上げや本人負担割合の引下げによる負担軽減も検討している。

■ 5) コミュニティー医療支援制度（Community Health Assist Scheme：CHAS）とは、シンガポール国民の中・低所得世帯に対し、地域の診療所における一般医や歯科医による診療費の補助金を支給する制度である。1人あたりの月収が1,800 Sドル（2004年1月現在）以下の世帯等が対象となっている。

中国
韓国
インドネシア
マレーシア
フィリピン
シンガポール （社会保障施策）
タイ
ベトナム